

一般社団法人大分県医療ソーシャルワーカー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人大分県医療ソーシャルワーカー協会と称する。
(以下、当法人)

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を大分市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は会員の資質と専門技術の向上を図り、医療・保健・福祉分野の専門職と協力、連携し、もって社会福祉の発展に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成する為に次の事業を行なう。

- 2 社会福祉に関する調査、研究に関する事業。
- 3 機関紙、会報等の発行に関する事業。
- 4 セミナー及び研修会等の開催に関する事業。
- 5 関連団体との連携、交流に関する事業。
- 6 会員相互の親睦に関する事業。
- 7 その他当法人の目的達成に必要な事業。

(広告の方法)

第5条 当法人の広告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 法人の構成員

(会員)

第6条 当法人は正会員及び賛助会員をもって、一般社団法人及び一般財団法

人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とし、正会員は次の各号に該当する者とする。

- 1 大分県内の医療ソーシャルワーカーで、本会の目的に賛同するもの。
- 2 前号の規定に準ずる者。

(入会)

第7条 当法人の正会員を希望する者は、所定の入会申込用紙と、別に定める入会金及び1年分の会費を事務局に納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員が次の各号に該当する時は退会したものとする。

- 1 本人が退会の旨を届け出たとき。
- 2 本人が死亡したとき。
- 3 正当な理由なく2年以上会費を納入しなかったとき。
- 4 その他、信用失墜行為等が認められ、理事会が退会を議決したとき。

(賛助会員)

第9条 当法人の目的に賛同する個人及び団体は理事会の承認を得て賛助会員になることができる。

- 2 賛助会員に関する規定は理事会で別に定める。

(会費等)

第10条 正会員ならびに賛助会員は社員総会の議決により定められた会費を納めなければならない。

- 2 既納の会費は返還しないものとする。

第4章 役員

(役員の設定)

第11条 当法人には、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 事務局長 1名
- 4 常任理事 6名
- 5 理事 5名

6 監事 2名

- 2 会長、副会長及び事務局長は常任理事とし、前項の第4号の数には含まれないものとする。
- 3 第1項2号、3号、4号の数の内、2名は正会員推薦役員とする。

(任務)

第12条 当法人の役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は当法人の代表とし会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
- 3 常任理事は理事会を組織して総会付議事項及び重要事項の審議並びに当法人の事業の執行に参画する。
- 4 理事は理事会において重要事項の審議及び本会の事業の執行に参画する。
- 5 事務局は会務に関する事務を処理する。
- 6 監事は会計並びに会務を監査する。

(選出)

第13条 役員の選出は次の通りとする。

- 1 役員は正会員とする。
- 2 会長は正会員の選挙で選出する。
- 3 正会員推薦役員は正会員の選挙により選出する。
役員数に不足が生じる場合は会長がこれを指名する。
- 4 会長、正会員推薦役員以外の役員は会長が指名し、社員総会の議決を受け選出する。
- 5 監事は理事会において選出する。
 - 2 監事は当法人の他の役員を兼ねることができない。
- 6 その他、役員の選出は選挙規約に基づき適切に行なうこととする。

(任期)

第14条 役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終社員総会の終結の時までとする。但し再任は妨げない。

- 2 任期途中で役員に選出された者は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了の場合において後任者が就任するまでは 前任者がその職務を行ない、任期満了後の最初の社員総会の終結まで協力し会の運営を行なう。

(名誉役員)

第 15 条 当法人に名誉役員として顧問及び相談役をおくことができる。

2 名誉役員は社員総会の議決を経て会長が委嘱する。

3 名誉役員に関する規定は理事会で別に定める。

(解任)

第 16 条 役員及び名誉役員は社員総会の議決により解任することができる。

第 5 章 社員総会

(社員総会の招集)

第 17 条 社員総会は会長が招集する。尚、社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会を指す。

(総会付議資料)

第 18 条 社員総会に付議しなければならない事項は本会規約において定めるものの他、

次の通りとする。

- 1 事業計画の決定及び事業報告の承認。
- 2 収支予算の決定及び決算報告の承認。
- 3 定款の変更。
- 4 その他本会の運営に関する重要な事項。

(開催)

第 19 条 定時社員総会は毎年 2 回開催する。

2 臨時社員総会は理事会の決議、又は 5 分の 1 以上の正会員若しくは監事から開催の請求があった時に開催する。

(議長)

第 20 条 社員総会の議長はその社員総会において正会員の中から選出する。

(定足数)

第 21 条 社員総会設立に必要な定足数は規約で別に定める場合を除き、正会員 3 分の 1 以上とする。

(議決)

第 22 条 社員総会の議決は、出席者の過半数を以て決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(監事の出席)

第 23 条 監事は社員総会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第 24 条 社員総会の議事については議事録を作成する。

2 社員総会において選任された議事録署名人による署名がなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 25 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、第 4 章 第 11 条 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号をもって構成する。

(権限)

第 26 条 理事会は、本定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1 業務執行の決定
- 2 役員の職務の執行の監督

(召集)

第 27 条 理事会は、会長が認めた時、又は 3 分の 1 以上の理事からの開催の請求があった時に開催する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理

事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事務局等

(資産)

第 31 条 当法人の資産は各号をもって構成し、会長が管理する。

- ① 入会金及び会費
- ② 寄付金品
- ③ 資産から生ずる収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ その他の収入

2 前項各号の資産は全て予算に計上し決算の報告を行なうものとする。

3 資産に関する事務は事務局が行なう。

(予算 決算)

第 32 条 予算は理事会の承認を得て、社員総会の議決を得るものとする。

第 33 条 決算は会計年度末日から 90 日以内に理事会の承認を得て社員総会の議決を得るものとする。但し決算については理事会の承認を得る前に監事による監査を終えなければならない。

(特別会計)

第 34 条 当法人の事業を効果的に行なうため、次の各号に該当する場合は特別会計を実施することができる。

- ① 当該事業が社員総会の議決を得ていること。
- ② 当該特別会計に関する規定が理事会の承認を得ていること。

2 当該特別会計に関する決算は前条の規定を準用する。

(会計年度)

第 35 条 当法人の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 本定款は理事会の発議により、2 分の 1 以上の正会員が出席する社員総会において、3 分の 2 以上の賛成をもって変更することができる。

(解散)

第 37 条 当法人を解散する場合は理事会の発議により 2 分の 1 以上の正会員が出席する社員総会において、4 分の 3 以上の賛成により議決しなければならない。

第 9 章 雑則

(委任)

第 38 条 この規約に定めのない事項についての取り扱いは理事会に委任する。

第 10 章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 39 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時代表理事

住所

氏名

設立時監事

住所

氏名

設立時監事

住所

氏名

(最初の事業年度)

第 41 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(設立初年度の事業計画及び収支予算書)

第 42 条 第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画書及び収支予算書については、設立時社員の定めるところによる。

第 43 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。それに従い、旧大分県医療ソーシャルワーカー協会規約は本法人の規約とみなす。

第 11 章 雑則

(委任)

第 44 条 この規約に定めのない事項についての取り扱いは理事会に委任する。

以上、一般社団法人大分県医療ソーシャルワーカー協会設立のため本定款を作成し、設立時社員が記名押印する。

平成 年 月 日

(設立時社員)

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名